

議案第30号

西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法第252条の7第2項の規定により、西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約を次のとおり変更する。

令和3年3月12日提出

清水町長 阿部 一 男

西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約(平成18年清水町告示第41号)の一部を次のように変更する。

第3条中「東4条4丁目5番地芽室町保健福祉センター内」を「東2条2丁目14番地」に改める。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、令和3年1月6日から適用する。